

IV 欧 州

欧州地域(EU)概観

■ EU 経済はゆるやかな後退期へ

EU (EU27) 経済は、欧州債務危機の影響から景気後退期にある。EU 統計局(ユーロスタット)によると、2011 年の実質 GDP 成長率は 1.5%となり、リーマン・ショックからの回復をみせた 2010 年の 2.1%から 0.6 ポイント低下した。輸出は新興国向けを中心に堅調だったが、輸入に相殺され外需の寄与度は 1.0 ポイントにとどまった。また、財政赤字の拡大防止のための緊縮策の実施により、政府消費支出(寄与度はマイナス 0.1 ポイント)が後退したことも全体の成長を抑制した。四半期別にみると、2011 年第 1 四半期および第 2 四半期の実質 GDP 成長率はそれぞれ前年同期比 2.5%および 1.7%だったが、第 4 四半期には 0.8%と年後半にかけて徐々に減速した。2012 年第 1 四半期には EU は 0.1%、ユーロ圏はマイナス 0.1%と 9 四半期ぶりのマイナス成長となった。

欧州委員会が 2012 年 5 月 11 日に発表した春季経済予測によると、2012 年は欧州債務危機の影響により 2011 年に比べ一層の経済の収縮が予測されており、実質 GDP 成長率は 0.0%としている。欧州委員会は、政府・民間とも債務削減が求められる現状では域内需要が GDP 成長を下支えする見込みはなく、また、銀行のバランスシート改善のための貸出条件の厳格化が消費と投資を圧迫すると分析する。

国別にみると、ユーロ安の恩恵を受けやすい輸出主導型のドイツや、北欧を中心とする経済の好調な国々と、重

債務による財政悪化が顕著で経済が停滞している国々との二極化傾向は顕著で、格差が拡大しつつある。2012 年にマイナス成長が予測される国々はギリシャ(マイナス 4.7%)を筆頭に、ポルトガル(マイナス 3.3%)、スペイン(マイナス 1.8%)、イタリア(マイナス 1.4%)など、そのほとんどが財政問題に苦しむ南欧の国々である。

このように景気が悪化する中、エネルギー価格の高騰や付加価値税(VAT)率の引き上げによる物価上昇も懸念材料となっている。ユーロ圏の物価上昇率は、欧州中央銀行(ECB)が掲げる物価安定の目標値である 2.0%を 2010 年 12 月以降上回っている。しかし、経済状況が芳しくない中での利上げは困難であり、ECB は難しい舵取りを迫られている。2011 年 4 月と 7 月には物価上昇に対応すべく利上げを行ったが、夏以降の欧州債務危機の深刻化に伴い 11 月と 12 月に 2 カ月連続で金利を引き下げ、景気浮揚を優先するための緩和政策に方向転換をした。マリオ・ドラギ ECB 総裁は 2012 年 4 月 4 日の政策理事会後の会見で、緩和政策からの出口戦略は時期尚早であり、過去 2 回実施した長期リファイナンス・オペ(LTRO)の金融市場への影響や物価の動向を引き続き監視しなければならないとした。

■ 多様なスキームで欧州債務危機からの脱却を模索

欧州債務危機に対処すべく、EU は短中期的にはセーフティーネットの創設により危機回避のための支援を行い、長期的には経済ガバナンスの強化により市場の信頼を回復するという政策で臨んでいる。セーフティーネットについては、欧州金融安定化メカニズム(EFSM)、欧州金融安定化ファシリティー(EFSF)、欧州安定メカニズム(ESM)の 3 つの枠組みを設けた。いずれも支援要請国に対して融資を行うもので、EFSM および EFSF については既にギリシャ、アイルランド、ポルトガルに対して支援を行っている。2012 年 6 月にはスペインおよびキプロスも金融支援要請を行った。また、ESMについては、2013 年 1 月の発効、同 7 月からの稼働を目指すとしていたが、欧州債務危機の深刻化を受け、2011 年 12 月の欧州理事会で、1 年前倒して 2012 年 7 月の稼働を目指すことに

表 1 EU GDP 統計

| | 2010 年 | 2011 年 | 2011 年 | | | | 2012 年 |
|------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | | | Q1 | Q2 | Q3 | Q4 | Q1 |
| EU27 | | | | | | | |
| 実質 GDP 成長率 | 2.1 | 1.5 | 2.5 | 1.7 | 1.4 | 0.8 | 0.1 |
| 個人消費 | 1.0 | 0.1 | 0.7 | 0.2 | 0.0 | △ 0.5 | △ 0.3 |
| 政府消費支出 | 0.8 | △ 0.2 | 0.2 | △ 0.1 | △ 0.5 | △ 0.5 | 0.0 |
| 総固定資本形成 | 4.2 | 3.0 | 5.7 | 4.0 | 2.6 | 0.4 | △ 3.3 |
| 輸出(財・サービス) | 10.9 | 6.3 | 10.7 | 6.4 | 5.6 | 3.4 | 2.1 |
| 輸入(財・サービス) | 9.8 | 4.0 | 8.4 | 4.5 | 3.3 | 0.6 | △ 0.1 |
| ユーロ圏 | | | | | | | |
| 実質 GDP 成長率 | 2.0 | 1.5 | 2.4 | 1.6 | 1.3 | 0.7 | △ 0.1 |
| 個人消費 | 0.9 | 0.2 | 0.8 | 0.3 | 0.2 | △ 0.7 | △ 0.6 |
| 政府消費支出 | 0.7 | △ 0.3 | 0.1 | △ 0.1 | △ 0.4 | △ 0.6 | △ 0.3 |
| 総固定資本形成 | 2.9 | 2.4 | 5.7 | 3.4 | 2.0 | △ 0.3 | △ 5.4 |
| 輸出(財・サービス) | 11.2 | 6.2 | 10.1 | 6.4 | 5.7 | 3.3 | 2.9 |
| 輸入(財・サービス) | 9.6 | 3.9 | 8.2 | 4.4 | 3.6 | 0.3 | △ 0.3 |

[注] 四半期の伸び率は前年同期比。対家計非営利団体(NPISH)消費支出含む。

[出所] EU 統計局(ユーロスタット)から作成。

合意した。2013年6月末まではEFSFと併用されることになり、両者の上限は5,000億ユーロとされていたが、2012年3月のユーロ圏財務相会合(ユーログループ)で7,000億ユーロに引き上げることで合意した。

経済ガバナンスについては、2011年12月に発効したEUの経済ガバナンスに関する6つの法案(シックスパック)により、予防措置や罰則を含む是正措置を規定し、EU域内の財政の安定、競争力の均衡化を目指す。また、2011年12月の欧州理事会で合意に至り2012年3月に署名した「財政協定」では、各国憲法または予算審議過程で十分に保証される国内法に財政均衡目標を盛り込むことを義務付けた。スイス、ドイツで既に導入されている債務ブレーキ法に倣ったもので、両国では一定の成果を挙げている。しかし、英国、チェコは同協定に反対し、署名したのは25カ国のみだった。財政協定は2013年1月の発効に向けて、各国が批准作業を進めている段階だ。

こうした欧州債務危機の悪化を食い止めるための支援や規律を強化する枠組みは着実に整備されつつあるが、財政規律強化に伴う緊縮財政の流れに対しては、成長戦略を踏まえていないとの批判がある。そこで、2012年5

月に開催された非公式欧州理事会では、「欧州2020」戦略をはじめとする成長戦略について議論し、6月の欧州理事会では「成長・雇用協定」に合意した。

■域外貿易へのシフトが一層加速

ユーロスタットによると、2011年の域内、域外を含むEUの貿易は、輸出が前年比11.5%増の4兆3,374億5,500万ユーロ、輸入が11.0%増の4兆4,143億4,100万ユーロとなった。ロシアや中国をはじめとする域外新興国との貿易が牽引し、リーマン・ショック前の2007年の金額を上回った。EUの域内貿易と域外貿易の構成比は、輸出が域内64.7%、域外35.3%、輸入が域内61.8%、域外38.2%だった。輸出では0.6ポイント、輸入では0.3ポイント、それぞれ域内の割合が前年比で減少した。域内向けが依然3分の2近くを占めるものの、輸出入とも中国、ロシアなど新興国の存在感が高まっている。

EUの域内貿易は、輸出が10.5%増の2兆8,055億5,700万ユーロ、輸入が10.5%増の2兆7,266億900万ユーロと、前年の伸び率から鈍化したものの堅調だった。ユーロ圏内でも輸出は9.0%増、輸入は9.1%増となった。

表2 EU27の主要国・地域別輸出入

(単位:100万ユーロ、%)

| | 輸出(FOB) | | | | 輸入(CIF) | | | |
|-------------|-----------|-----------|-------|------|-----------|-----------|-------|-------|
| | 2010年 | 2011年 | | | 2010年 | 2011年 | | |
| | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 |
| EU27域内 | 2,540,041 | 2,805,557 | 64.7 | 10.5 | 2,468,395 | 2,726,609 | 61.8 | 10.5 |
| ユーロ圏内 | 1,480,861 | 1,614,792 | 37.2 | 9.0 | 1,435,548 | 1,566,733 | 35.5 | 9.1 |
| EU27域外 | 1,349,612 | 1,531,897 | 35.3 | 13.5 | 1,509,122 | 1,687,731 | 38.2 | 11.8 |
| EU加盟候補国 | 83,578 | 97,918 | 2.3 | 17.2 | 55,946 | 63,231 | 1.4 | 13.0 |
| トルコ | 61,253 | 72,665 | 1.7 | 18.6 | 42,324 | 47,596 | 1.1 | 12.5 |
| スイス | 105,219 | 121,676 | 2.8 | 15.6 | 83,189 | 91,217 | 2.1 | 9.7 |
| ロシア | 86,131 | 108,422 | 2.5 | 25.9 | 160,067 | 199,287 | 4.5 | 24.5 |
| アジア大洋州 | 317,441 | 366,749 | 8.5 | 15.5 | 521,970 | 538,316 | 12.2 | 3.1 |
| 中国(香港除く) | 113,274 | 136,230 | 3.1 | 20.3 | 282,532 | 292,234 | 6.6 | 3.4 |
| ASEAN | 61,133 | 68,440 | 1.6 | 12.0 | 86,968 | 93,342 | 2.1 | 7.3 |
| シンガポール | 24,413 | 27,126 | 0.6 | 11.1 | 18,700 | 18,954 | 0.4 | 1.4 |
| マレーシア | 11,247 | 11,913 | 0.3 | 5.9 | 20,809 | 21,048 | 0.5 | 1.1 |
| タイ | 9,994 | 11,854 | 0.3 | 18.6 | 17,321 | 17,539 | 0.4 | 1.3 |
| インドネシア | 6,397 | 7,348 | 0.2 | 14.9 | 13,901 | 16,171 | 0.4 | 16.3 |
| フィリピン | 3,740 | 3,975 | 0.1 | 6.3 | 5,404 | 5,112 | 0.1 | △ 5.4 |
| 日本 | 43,856 | 48,961 | 1.1 | 11.6 | 65,781 | 67,479 | 1.5 | 2.6 |
| インド | 34,797 | 40,425 | 0.9 | 16.2 | 33,228 | 39,394 | 0.9 | 18.6 |
| 韓国 | 27,938 | 32,456 | 0.7 | 16.2 | 39,234 | 36,115 | 0.8 | △ 8.0 |
| オーストラリア | 26,771 | 30,808 | 0.7 | 15.1 | 9,863 | 11,782 | 0.3 | 19.5 |
| 北米(NAFTA) | 290,297 | 314,095 | 7.2 | 8.2 | 203,793 | 223,468 | 5.1 | 9.7 |
| 米国 | 242,321 | 260,661 | 6.0 | 7.6 | 170,407 | 184,323 | 4.2 | 8.2 |
| 湾岸協力会議(GCC) | 65,022 | 72,256 | 1.7 | 11.1 | 35,010 | 56,786 | 1.3 | 62.2 |
| アラブ首長国連邦 | 27,716 | 32,614 | 0.8 | 17.7 | 5,803 | 8,851 | 0.2 | 52.5 |
| 南アフリカ共和国 | 21,442 | 25,636 | 0.6 | 19.6 | 17,941 | 17,773 | 0.4 | △ 0.9 |
| ブラジル | 31,390 | 35,728 | 0.8 | 13.8 | 32,544 | 37,855 | 0.9 | 16.3 |
| 合計(その他含む) | 3,889,652 | 4,337,455 | 100.0 | 11.5 | 3,977,516 | 4,414,341 | 100.0 | 11.0 |

〔注1〕表3、4とも、EU域外貿易は通関ベース、EU域内貿易は各企業のインボイス報告などに基づく。

〔注2〕EU域内貿易は輸出がFOB、輸入がCIFのため、輸出入金額が一致しない。

〔注3〕EU加盟候補国:クロアチア、アイスランド、マケドニア、モンテネグロ、トルコ、セルビア。

アジア大洋州はASEAN+6(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)に香港と台湾を加えた合計値。

湾岸協力会議は、UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6カ国の合計値。

NAFTAは、米国、カナダ、メキシコの3カ国の合計値。

〔出所〕表3、4、6、7、8ともEU統計局。

表 3 EU27 の主要品目別輸出入(域外貿易)

(単位:100 万ユーロ, %)

| | 輸出(FOB) | | | | 輸入(CIF) | | | |
|-----------------|-----------|-----------|--------|------|-----------|-----------|--------|-------|
| | 2010 年 | | 2011 年 | | 2010 年 | | 2011 年 | |
| | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 |
| 機械・輸送機器類 | 572,549 | 649,156 | 42.4 | 13.4 | 445,891 | 439,462 | 26.0 | △ 1.4 |
| 化学工業製品 | 235,259 | 253,081 | 16.5 | 7.6 | 137,411 | 152,625 | 9.0 | 11.1 |
| 原料別半製品 | 171,953 | 196,506 | 12.8 | 14.3 | 157,718 | 183,997 | 10.9 | 16.7 |
| 雑製品 | 139,719 | 157,645 | 10.3 | 12.8 | 204,758 | 215,020 | 12.7 | 5.0 |
| 鉱物性燃料・潤滑油等 | 76,235 | 99,535 | 6.5 | 30.6 | 383,134 | 488,116 | 28.9 | 27.4 |
| 食料品および動物 | 55,034 | 63,806 | 4.2 | 15.9 | 73,838 | 83,985 | 5.0 | 13.7 |
| 食用に適さない原材料 | 34,848 | 40,940 | 2.7 | 17.5 | 64,492 | 77,162 | 4.6 | 19.6 |
| 特殊取扱品 | 39,578 | 41,964 | 2.7 | 6.0 | 28,349 | 30,209 | 1.8 | 6.6 |
| 飲料およびたばこ | 21,406 | 25,106 | 1.6 | 17.3 | 6,884 | 7,083 | 0.4 | 2.9 |
| 動植物性油脂, および, ろう | 3,029 | 3,874 | 0.3 | 27.9 | 6,645 | 8,635 | 0.5 | 29.9 |
| 合計(その他含む) | 1,349,612 | 1,531,897 | 100.0 | 13.5 | 1,509,122 | 1,687,731 | 100.0 | 11.8 |

一方, EU 域外の貿易は, 輸出が 13.5%増の 1 兆 5,318 億 9,700 万ユーロ, 輸入が 11.8%増の 1 兆 6,877 億 3,100 万ユーロと域内貿易より伸び率が高かった。欧州債務危機に伴い域内貿易の伸びが鈍化する一方, ユーロ安, 新興国への輸出の伸長などが要因とみられる。

■ 中国, ロシアなど新興国との貿易が牽引

2011 年の EU の域外貿易を品目別で見ると, 輸出では, 2009 年に大きく落ち込んだ主力の機械・輸送機器類(構成比 42.4%)が, 前年比 13.4%増と 2010 年の伸び率(24.0%増)よりは低下したものの比較的堅調に推移した。輸送機器, 特に乗用車は中国やロシアなどの新興国が牽引し 22.9%増となった。ドイツメーカーが好調で, フォルクスワーゲン・グループおよび BMW グループはともに 2012 年 3 月, 世界での販売台数, 売上高, 利益で 2011 年は過去最高額を更新したと発表した。その他, 化学工業製品(16.5%)は 7.6%増, 原料別半製品(12.8%)は 14.3%増など, すべての輸出品目でプラスの伸びを維持した。しかし, おおむね 2010 年の伸び率からは鈍化した。

輸入では, 鉱物性燃料・潤滑油等(構成比 28.9%)が原油価格の高騰により前年比 27.4%増となったが, 数量ベースでは微減となった。他方, 前年に 26.4%増と伸び率が大きかった機械・輸送機器類(26.0%)は, 1.4%減と落ち込んだ。

2011 年の EU の域外貿易を国別にみると, 輸出では主要国はおおむねプラスの伸びとなった。中でも, BRICs が, 中国(構成比 3.1%)20.3%増, ロシア(2.5%)25.9%増, インド(0.9%)16.2%増, ブラジル(0.8%)13.8%増と, いずれも 2 ケタ台の堅調な伸びを示した。

輸入では, ロシア(構成比 4.5%)が前年比 24.5%増となり, 米国(4.2%)を抜いて中国(6.6%)に次ぐ 2 番目の輸入相手となった。ロシアからの輸入の約 8 割を占める鉱物性燃料・潤滑油等は, 原油価格の上昇により金額ベースで 31.5%増となったが, 数量ベースでは 4.0%増と微増にとどまった。しかし, その中でも天然ガスについては金額ベースで 59.5%増, 数量ベースも 42.7%増と大きく伸びた。寒波による暖房利用の増加, 域内生産量の減少, 脱原発の動きによる代替発電の需要増などが要因とみられる。また, 原油価格の高止まりなどから, 湾岸協力会議(GCC)が 62.2%増と産油国からの輸入が大幅に伸びた。

EU 域外で最大の輸出先である米国は, 全体の 4 割を占める機械・輸送機器類が前年比 11.9%増と 2 ケタ台の伸び率を示す一方, 2 割弱を占める化学工業製品が 2.1%増と微増にとどまった。その他の品目もおおむね 2010 年に比べて伸び率が縮小し, 対米輸出全体でも 7.6%増にとどまった。輸入は最大品目の機械・輸送機器類は微増にとどまり, 対米輸入全体では 8.2%増となった。

表 4 EU27 の主要品目別輸出入(域内貿易)

(単位:100 万ユーロ, %)

| | 輸出(FOB) | | | | 輸入(CIF) | | | |
|-----------------|-----------|-----------|--------|-------|-----------|-----------|--------|-------|
| | 2010 年 | | 2011 年 | | 2010 年 | | 2011 年 | |
| | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 |
| 機械・輸送機器類 | 886,168 | 952,915 | 34.0 | 7.5 | 864,894 | 925,818 | 34.0 | 7.0 |
| 原料別半製品 | 399,600 | 455,871 | 16.2 | 14.1 | 382,508 | 435,804 | 16.0 | 13.9 |
| 化学工業製品 | 415,281 | 446,448 | 15.9 | 7.5 | 415,283 | 448,995 | 16.5 | 8.1 |
| 雑製品 | 288,643 | 311,451 | 11.1 | 7.9 | 263,911 | 282,559 | 10.4 | 7.1 |
| 食料品および動物 | 213,878 | 231,585 | 8.3 | 8.3 | 209,614 | 228,095 | 8.4 | 8.8 |
| 鉱物性燃料・潤滑油等 | 172,576 | 224,336 | 8.0 | 30.0 | 174,868 | 227,835 | 8.4 | 30.3 |
| 食用に適さない原材料 | 82,325 | 95,232 | 3.4 | 15.7 | 85,476 | 99,786 | 3.7 | 16.7 |
| 飲料およびたばこ | 32,671 | 35,892 | 1.3 | 9.9 | 33,163 | 35,741 | 1.3 | 7.8 |
| 特殊取扱品 | 38,313 | 36,348 | 1.3 | △ 5.1 | 27,991 | 26,066 | 1.0 | △ 6.9 |
| 動植物性油脂, および, ろう | 10,586 | 13,551 | 0.5 | 28.0 | 10,687 | 14,102 | 0.5 | 31.9 |
| 合計(その他含む) | 2,540,041 | 2,805,557 | 100.0 | 10.5 | 2,468,395 | 2,726,609 | 100.0 | 10.5 |

表 5 2011～2012 年 3 月までの対中アンチダンピング措置

| 対象製品 | 調査開始公示日 | 発効日 |
|------------------------|------------------|------------------|
| 1 ガラス長繊維 | 2009 年 12 月 17 日 | 2011 年 3 月 16 日 |
| 2 メラミン | 2010 年 2 月 17 日 | 2011 年 5 月 14 日 |
| 3 光沢紙 | 2010 年 2 月 18 日 | 2011 年 5 月 15 日 |
| 4 ガラス長繊維(オープンメッシュ) | 2010 年 5 月 20 日 | 2011 年 8 月 10 日 |
| 5 陶製タイル | 2010 年 6 月 19 日 | 2011 年 9 月 16 日 |
| 6 継ぎ目なしステンレス鋼管 | 2010 年 9 月 30 日 | 2011 年 12 月 21 日 |
| 7 シュウ酸 | 2011 年 1 月 26 日 | — |
| 8 大豆たんぱく質製品 | 2011 年 4 月 19 日 | — |
| 9 ガラス繊維織物 | 2011 年 7 月 28 日 | — |
| 10 アルミラジエーター | 2011 年 8 月 12 日 | — |
| 11 アルミホイール | 2011 年 12 月 20 日 | — |
| 12 有機被覆鋼 | 2011 年 12 月 21 日 | — |
| 13 陶製テーブルウェアおよびキッチンウェア | 2012 年 2 月 16 日 | — |
| 14 ねじ込み式可鍛鉄製管継手 | 2012 年 2 月 16 日 | — |

〔注〕9については、申立人の提訴取り下げにより、2012 年 5 月 23 日に措置が終了した。

〔出所〕欧州委員会貿易総局ウェブサイトから作成。

中国への輸出は乗用車や産業用機器の伸びが牽引し、対中輸出の 6 割を占める機械・輸送機器類が前年比 18.1%増となった。輸入は、半分近くを占める機械・輸送機器類が 0.7%減と微減し、前年の伸び率(42.9%増)から大きく鈍化した。その他の品目も大半が前年の伸び率を下回り、対中輸入全体の伸び率は 3.4%増と前年(31.9%増)から大きく鈍化した。

米国に次ぐ第 2 位の輸出先として存在感を増す中国だが、他方で欧州企業の間では中国のビジネス環境に対するフラストレーションが高まっている。2011 年 9 月の在中国 EU 商工会議所(EUCCC)の年次報告では、中国による政府調達と同国のイノベーション推進政策に事実上結びついており、技術移転を求める事例や国内企業を優先する事例が見受けられると指摘。また、欧州の経済団体であるビジネスヨーロッパも 2011 年 10 月の報告書で、エネルギーや原材料などの補助金や国営企業への優遇などの問題を指摘した。また、貿易摩擦も激化している。アンチダンピング(AD)措置の大多数は対中案件だが、2011～2012 年 3 月までの間に欧州委員会が AD 調査を開始した案件が 8 件と、調査開始件数も増加している。

表 6 EU の国・地域別対内・対外直接投資<国際収支ベース、ネット、フロー>
(単位:100 万ユーロ、%)

| | 対内直接投資 | | | 対外直接投資 | | |
|-----------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|
| | 2010 年 | | 伸び率 | 2010 年 | | 伸び率 |
| | 金額 | 金額 | | 金額 | 金額 | |
| EU27 域内 | 185,790 | 374,288 | 101.5 | 258,554 | 319,468 | 23.6 |
| EU27 域外 | 103,895 | 225,303 | 116.9 | 145,567 | 369,859 | 154.1 |
| 米国 | 44,900 | 114,763 | 155.6 | 20,918 | 110,689 | 429.2 |
| スイス | 8,912 | 34,326 | 285.2 | 933 | 31,807 | 3,309.1 |
| カナダ | 23,893 | 6,807 | △ 71.5 | △ 1,008 | 12,445 | — |
| 香港 | 14,274 | 6,485 | △ 54.6 | 6,083 | 7,995 | 31.4 |
| 日本 | △ 5,113 | 5,395 | — | △ 2,242 | 3,624 | — |
| ブラジル | 7,227 | 4,689 | △ 35.1 | 21,511 | 27,910 | 29.7 |
| 中国(香港除く) | 736 | 3,192 | 333.7 | 7,128 | 17,489 | 145.4 |
| インド | 482 | 1,917 | 297.7 | 4,672 | 12,017 | 157.2 |
| ロシア | 7,749 | 1,376 | △ 82.2 | 7,858 | △ 2,340 | — |
| 合計(その他含む) | 289,683 | 599,590 | 107.0 | 404,119 | 689,327 | 70.6 |

〔注〕EU27 域内の対内、対外直接投資は理論上一致するはずだが、統計誤差などにより一致しない。

■ エネルギーや医薬品で大規模な M&A

ユーロスタットによると、2011 年の EU の域内直接投資(対内直接投資)は前年の 2.0 倍の 3,742 億 8,800 万ユーロ(国際収支ベース、ネット、フロー)となった。域外からの対内直接投資は前年の 2.2 倍の 2,253 億 300 万ユーロとなった。また、域外向け対外直接投資は前年の 2.5 倍の 3,698 億 5,900 万ユーロだった。対内・対外ともに前年までの減少傾向から一転し、大幅な増加となった。

EU の 2011 年のクロスボーダー M&A (2011 年に完了した案件)¹ は、被買収

側でみると前年比 51.9%増の 3,603 億ドル(3,433 件)、買収側でみると 78.4%増の 3,705 億ドル(3,628 件)で、それぞれ世界全体の 3 分の 1 超を占めた。またこのうち EU 域内のクロスボーダー M&A は、前年から 2 倍以上増加して 1,601 億ドル(1,695 件)となった。

2011 年の大規模なクロスボーダー M&A 案件² としては、英国の卸発電事業者インターナショナルパワー(IPR)がフランスの GDF スエズの国際エネルギー部門である GDF スエズ・エナジー・ヨーロッパ&インターナショナル(ベルギー)を GDF スエズ子会社エレクトラベル(ベルギー)などから買収した案件があった(250 億 5,600 万ドル)。IPR は GDF スエズ・エナジー・ヨーロッパ&インターナショナルの資産を取得し、GDF スエズはエレクトラベルなどを通じて IPR の株式の 70%を保有する。また、フランスの医薬品大手サノフィ・アベンティスによる米バイオ医薬品ジェンザイムの買収(208 億 5,700 万ドル)もあった。

¹ トムソン・ロイター(2012 年 6 月 13 日時点)による。国際収支ベースの直接投資統計は流出と流入の差(ネット)であるのに対し、M&A データは、各 M&A 案件の買収完了額を足上げた数値(グロス)。出資企業の最終的な親会社の国籍と、被投資企業の国籍が異なる M&A 取引をクロスボーダー M&A と定義する。この定義では、直接投資統計には計上されない居住者間もしくは非居住者間の M&A もクロスボーダー M&A に含まれる場合がある。そのほか、直接投資統計では出資関係が 10%以上のみを対象とし、また買収先国で資金調達を行った場合、直接投資統計には含まれない場合があるなど、直接投資統計と M&A データは定義や区分が異なる。しかし、実績では直接投資における M&A の割合は大きく、両者の推移は近似している。本章の「M&A」は、すべてクロスボーダー M&A を指す。
² 以下のクロスボーダー M&A の金額はすべてトムソン・ロイターの発表による。

このほかに欧州企業が関連する大規模な M&A としては、オランダに本拠を置くロシア通信サービス大手ヴィンペルコムによるイタリアの通信サービスのウインドテレコムを買収(223 億 8,200 万ドル)や、英国の飲料大手 SAB ミラーによるオーストラリア最大手ビールのフォスターズの買収(124 億 1,900 万ドル)がある。

また、2011 年はエネルギー分野の大規模案件が多くみられた。特に英国による買収が活発で、資源大手 BP によるインド同業リアライアンス・インダストリー所有の石油・ガス田の 30%採掘権の取得(90 億ドル)や米石油・ガス掘削デボンエネルギーが持つブラジルなどにおける資源採掘権の取得、海洋掘削請負エンスコによる米同業プライド・インターナショナル買収(86 億 8,500 万ドル)があった。

EU 市場統合が進む電力分野をみると、米電力大手 PPL コーポレーションが英国 2 位の送電事業者セントラル・ネットワークスを独電力大手エーオンから買収した案件(65 億 500 万ドル)やスウェーデン電力大手バッテンフェルがオランダの電力ヌオンの株式を買増した案件(46 億 5,800 万ドル)があった。また、化学品では、ベルギー化学大手ソルベイによるフランスの同業ローディア買収(59 億 8,100 万ドル)があった。

また、中国企業による買収が目立った。中国石油化工集団(シノペック)がポルトガルの石油大手ガルブの子会社ペトロガル・ブラジルの株式 30%を取得した(48 億ドル)。中国政府系ファンドの中国投資(CIC)はフランスのエネルギー大手 GDF スエズの探鉱開発部門である GDF スエズ E&P の株式 30%を 32 億 5,900 万ドルで取得した。このほか、中国長江三峡は 2011 年 12 月、ポルトガルの電力会社 EDP の株式の 21%を取得すると発表した。このように、中国企業の欧州インフラへの投資意欲は高まっている。

欧州企業は中国の貿易投資環境に対する不満を強めているが、中国の投資環境の改善のため、中国との投資協定締結に向けての議論を始めている。2012 年 2 月の EU 中国首脳会議では、可能な限り早期に交渉を開始できるよう取り組むことで合意した。欧州委員会のドゥ・グヒュト委員(通商担当)は 6 月に行ったスピーチで、協定締結の目的として、「現在アイルランド以外の EU 加盟国が個別に中国と投資協定を結んでいるが、統一の枠組みを構築すること。対等な競争環境(レベル・プレイング・フィールド)を確保すること。CSR、労働・環境基準に関する約束を盛り込むこと。投資自由化を確保すること」という 4 点を挙げた。ただし、中国は投資協定の枠組みでは、従来型の投資協定に含まれる投資保護に加えて、投資自由化を盛り込んだ協定を結んだことはなく、交渉は難航が予想される。米国も中国と投資協定交渉を行い、投資自由化

も求めているが、いまだ妥結には至っていない。ただし、上記のとおり中国企業が欧州企業の買収攻勢を強める中、EU 加盟国で外資規制を強化する動きも出てきており、投資協定締結は中国企業にとってもメリットがある。

■円高を背景に日本企業による M&A が活発化

日本との 2011 年の貿易は、輸出は前年比 11.6%増の 489 億 6,100 万ユーロ、輸入は 2.6%増の 674 億 7,900 万ユーロで、輸入の伸び率は前年の 15.3%増より鈍化した。

対日輸出を品目別にみると、全体の 3 分の 1 強を占める機械・輸送機器類は、乗用車が前年比 32.4%増となったほか内燃機関(エンジン)も好調で、全体では 18.0%増だった。日本自動車販売協会連合会(JADA)の統計によれば、2011 年の全体の新車販売台数が 15.1%減と落ち込む中、ブランド別ではフォルクスワーゲン(VW)が 8.4%増、BMW が 5.5%増、メルセデス・ベンツが 7.4%増といずれも売り上げを伸ばした。エコカー減税対象車種の投入などが売り上げ増に繋がったとみられる。また、日本自動車輸入組合(JAIA)の発表によれば、輸入車販売台数(全世界)は、2012 年 1 月には 1 月の販売台数(1 万 7,937 台)としては 15 年ぶりの高水準を記録した。

化学工業製品(構成比 26.7%)は医薬品が 14.0%増と好調だったものの、有機化学品が 2.3%増と低調で、全体では 9.7%増だった。また、食料品および動物(5.5%)は 7.6%増と堅調だった。同品目は全体に占める割合は少ないが、日本が高関税を残し、EU 側が日 EU 経済連携協定(EPA)／経済統合協定(EIA)による輸出増を期待する品目の一つである。

輸入は全体のほぼ 3 分の 2 を占めた機械・輸送機器類(構成比 66.5%)は、乗用車が前年比で 1 割以上落ち込むなど、全体で 1.2%増と振るわなかった。EU 韓国 FTA により韓国には関税が引き下げられる一方、日本に対しては引き続き乗用車に 10%の関税が課されており、日本企業は厳しい競争にさらされている。他方で、自動車部品が 16.7%増と前年に続き好調だったが、競争力強化あるいは震災の影響もあり、自動車メーカーは一時的に欧州で増産した可能性がある。日本自動車工業会(JAMA)の発表によれば、2011 年の日本メーカーの EU での自動車生産台数は 130 万台超で、4.2%増となった。食料品および動物(0.2%)は 8.1%減となった。2011 年 3 月の東日本大震災後の原発被災に伴い、EU は日本産食品に対する輸入規制を強化した。2012 年 4 月には酒類の輸出に証明書が不要となるなど規制は徐々に緩和される方向にある一方、シイタケから上限値を超えるセシウムが検出された岩手県を放射性物質検査の分析報告書が必要な対

象地域に加えるなど、EU は引き続き状況を注視している。

2011 年の日本との直接投資は、日本から EU 向け直接投資が 53 億 9,500 万ユーロ、EU から日本向け直接投資が 36 億 2,400 万ユーロとなった。EU 向け直接投資は前年の引き揚げ超過からプラスに転じ、日本向け直接投資も同様にプラスに転じた。EU 向けでは、円高を背景とした日本企業による活発な M&A が投資額を押し上げた。日本銀行国際収支統計(対外直接投資(地域別・業種別))によれば、欧州の中では英国が最大だった。三菱商事による英アングロ・アメリカンがチリに持つ銅鉱山権益の 24.5%取得(53 億 9,300 万ドル)や、伊藤忠商事による英国タイヤ小売り大手クウィックフィットの買収(10 億 4,000 万ドル)など、商社による大型 M&A があつた。次いでデンマークが第 2 位。2011 年 9 月に武田薬品が買収したスイス製薬大手ナイコメッドの株式の約 4 割をデンマークの投資ファンド、ノルディックキャピタルの子会社が保有していたことが理由とみられる。

欧州の販路強化・拡大、あるいは欧州企業が持つ新興市場でのシェア獲得を目的とした M&A も目立った。建材・住宅設備大手の LIXIL は 2011 年 12 月、イタリアカーテンウォール大手ペルマスティリーザをルクセンブルク企業から買収した(7 億 7,100 万ドル)。ペルマスティリーザは 27 カ国で事業を実施しており、全世界を視野に入れた事業展開の基盤を整える。日清紡ホールディングスは 2011 年 11 月、自動車ブレーキ用摩擦材で世界 2 位、欧州最大手の TMD(ルクセンブルク)を買収した。買収により同社グループは自動車ブレーキ用摩擦材で世界最大手に躍進する。また、日清紡が日本、韓国、北米、中国などで強いものに対して、TMD は欧州、南米で強く、両社は補完関係にある。買収により、世界 14 カ国・地域に 24 拠点を持つことになり、ほぼすべての自動車生産地に対応できる。協和発酵キリンは 2011 年 4 月、欧米の販売体制の確立のため英医薬品大手プロストラカンを買収したほか、矢崎総業が 2011 年 8 月、イタリア、ポーランド、ブラジルなどに販売拠点を持つイタリアワイヤーハーネス大手カブレレットラを買収した。また、住友重機械工業は 2011 年 3 月、産業用ギヤボックスを製造・販売するハンセン・インダストリアル・トランスミッションズ(HIT)(ベルギー)の株式取得を完了し、子会社化した(1 億 500 万ドル)。HIT の販路を活用し、欧州だけでなく、南アフリカ、オーストラリアなどでの売り上げ拡大を狙う。

2010 年に引き続き、エネルギー分野への参入も活発だった。商社では三菱商事が 2011 年 2 月、スペイン総合新エネルギー事業大手アクシオナの太陽熱事業持ち株会社に出資した。丸紅は産業革新機構とともに英洋上風力

発電設備据付シージャックスを買収したほか、2012 年に入ってから英国エセックス州にあるガンフリートサンドの風力発電パークの 49.9%の権益をデンマークのドング・エナジーから 17 億デンマーク・クローネで取得した。また、伊藤忠商事が 2011 年 5 月、英国の独立系発電事業者大手、インターナショナル・パワー(IPR)が保有するベルギーの天然ガス複合火力発電所 T パワーの株式 33.3%を IPR から取得することで合意した。東京ガスも 2011 年 9 月、T パワーへの事業参画を発表した。東芝は 2011 年 3 月、電力送変電と電力・産業用太陽光発電プラントエンジニアリング、アンサルド T&D(イタリア)の株式の 67%を、建設ティル(イタリア)から取得した。欧州と北アフリカでの太陽光発電事業や送変電事業に本格参入する。また、日本曹達が 2011 年 12 月、太陽電池などの原料に使用される金属ナトリウム大手 MSSA(フランス)の持ち株会社アルカリンを完全子会社化した。今後グリーンエネルギーなどの分野を中心に需要拡大を見込む。三井物産は 2011 年 6 月、ポーランド子会社を通じ米国マラソンオイルがポーランドに保有するシェールガスの探鉱権益の一部取得に合意した。欧州で日本企業がシェールガス事業に参画するのは初である。

このほかに、楽天がドイツの電子商取引事業者トラディアの株式の 80%を取得するなど、電子商取引、IT サービス分野での参入も多かった。

他方、対日投資は震災復興事業への参入や投資がみられた。英国からは、東日本大震災復興事業への参入を機に発電機レンタル大手アグレコが東京都に、燃料電池の開発・製造・販売のインテリジェント・エナジーが大阪府に拠点を設立した。また、復興事業ではないが、節電に伴う断熱材の需要増を見越し、フランスのガラス大手サンゴバン・グループの断熱材製造マグ・イゾパールは 2011 年 9 月、三重県津市に国内 4 番目となる工場を建設することで、三重県と立地協定を結んだ。

2012 年 7 月からの日本での固定価格買い取り制度(FIT)導入に向けては、スペインの太陽電池大手インフォトンが 2011 年 10 月、東京都に代表事務所を設置。またドイツ Q セルズは経営破たんしたものの、その子会社である日本法人 Q セルズ・ジャパンも 2011 年 5 月に住宅用太陽光発電システムの販売を開始した。

このほかに、フランス自動車部品大手ヴァレオによる自動車用スイッチ電装部品ナイルスの買収があつたほか(4 億 4,000 万ドル)、筑波、神戸に拠点を持つベルギー非鉄金属大手のユミコアは 2011 年 6 月、液晶パネル、スマートフォン、デジタルカメラなどに使われる特殊ガラスや高品質レンズ製造に不可欠なプラチナ製システムの設計・開発・製造拠点を横浜市に新設すると発表し、10 月に操

業を開始した。投資額は約5億円。筑波(貴金属化成品・めっき薬品)、神戸(リチウムイオン電池材料)に次ぐ、国内3カ所目のR&D、製造拠点となった。ユミコアは経済産業省による2011年度アジア拠点化立地推進事業(事務局ジェットロ)にも採択された。さらに、2012年6月には、日本触媒と自動車触媒事業の合弁会社設立を発表するなど、精力的な投資を行っている。

■セルビアを加盟候補国に認定

EU拡大については、2011年6月末に加盟交渉が終了したクロアチアとEU加盟各国は、2011年12月9日、加盟条約に正式に署名した。クロアチアは既に国民投票を実施し批准手続きを終了した。現在各国で批准作業を進めており、2013年7月の加盟を目指す。

2010年12月の欧州理事会で加盟候補国と認定されたモンテネグロについては、欧州委員会が2011年10月、拡大の年次進捗報告書で加盟交渉開始を勧告した。これを受けて欧州理事会は同12月、欧州委員会、EU閣僚理事会(理事会)に2012年6月の加盟交渉開始を目指し作業を進めるよう要請した。

セルビアについては、ムラジッチ逮捕など旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(ICTY)への協力を勧めたことを受けて、欧州委員会は2011年10月の進捗報告書でセルビアの加盟候補国認定を勧告した。これを踏まえ欧州理事会は2012年3月、セルビアを加盟候補国として認定した。ただし、セルビア国内では、反EU主義者であったセルビア進歩党のニコリッチ党首が大統領となった。同大統領は、EU加盟を目指すことに変更はないとしているものの、同時にコソボを含む領土保全を放棄することはないとしており、加盟準備の進捗に支障を来さないか懸念されている。

コソボは唯一バルカンでEUと安定化・連合協定(SAA)を結んでいないが、欧州委員会はSAAのフィージビリティ調査を実施することを決定した。コソボの国家としてのステータスについては加盟各国で意見が分かれており、

協定締結のネックとなっていたが、とりあえずステータス問題は棚上げし、経済統合を進める可能性を模索することとなった。なお、バルカンに対する関税停止措置が2010年末で期限を迎えたため、SAAあるいは暫定協定を結んでいないコソボからの輸入には関税が課される状態となったが、規則1336/2011により、2015年末まで期限が延長され、かつ2011年1月1日にさかのぼって適用されることとなった。従って、コソボからの輸入も無税である。

アイスランドについては、2010年7月から交渉を開始しているが、アイスランドの銀行の破たんに伴う英国とオランダの預金者への補償が問題となったアイスセーブ問題の解決の糸口がまだみえない。2011年12月には、EFTA監視機構(ESA)がアイスランドのEEA協定違反を認定するよう求めて、EFTA裁判所に提訴した。EU加盟のために交渉が必要な35分野のうち既に10分野で交渉を終えており、技術的交渉は順調に進むが、アイスセーブや漁業問題など困難な課題が待ち受けている。

トルコとのEU加盟交渉については、硬直する状況を打開するために、欧州委員会が2012年5月、分野別に作業部会を立ち上げることを表明した。作業部会での議論は交渉を代替するものではないが、交渉を補完するものとして位置付けられ、交渉の促進を図る。まずは交渉の最も大きな課題の一つである23章(司法および基本権)に関する作業部会が開催された。しかし、2012年下半期のEU議長国は、キプロスとなる。キプロスを国家として承認していないトルコは、キプロスが議長国の間は加盟交渉を含め関係を凍結するとしており、加盟に向けての道のりは遠い。

■日EU-EPA/EIAは交渉開始に向けての最終段階へ

2007年5月に交渉が始まったEU韓国FTAは、2011年7月に暫定適用を開始した。EUの韓国からの輸入は、船舶など、もともと無税だった品目の落ち込みが原因で全体では減少しているものの、従来、高関税が課されて

表7 EU27の対日主要品目別輸出入<通関ベース>

(単位:100万ユーロ,%)

| | 輸出(FOB) | | | | 輸入(CIF) | | | |
|---------------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|-------|--------|
| | 2010年 | | 2011年 | | 2010年 | | 2011年 | |
| | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 | 金額 | 金額 | 構成比 | 伸び率 |
| 機械・輸送機器類 | 13,841 | 16,332 | 33.4 | 18.0 | 44,339 | 44,873 | 66.5 | 1.2 |
| 化学工業製品 | 11,905 | 13,061 | 26.7 | 9.7 | 6,508 | 6,822 | 10.1 | 4.8 |
| 雑製品 | 7,427 | 7,882 | 16.1 | 6.1 | 7,970 | 8,330 | 12.3 | 4.5 |
| 原料別半製品 | 3,621 | 4,208 | 8.6 | 16.2 | 4,977 | 5,487 | 8.1 | 10.3 |
| 食料品および動物 | 2,515 | 2,706 | 5.5 | 7.6 | 143 | 132 | 0.2 | △ 8.1 |
| 食用に適さない原材料 | 1,386 | 1,608 | 3.3 | 16.0 | 722 | 818 | 1.2 | 13.3 |
| 飲料およびたばこ | 1,376 | 1,575 | 3.2 | 14.4 | 22 | 18 | 0.0 | △ 20.0 |
| 特殊取扱品 | 658 | 483 | 1.0 | △ 26.5 | 293 | 342 | 0.5 | 16.6 |
| 鉱物性燃料・潤滑油等 | 251 | 264 | 0.5 | 5.2 | 459 | 276 | 0.4 | △ 39.9 |
| 動植物性油脂、および、ろう | 153 | 154 | 0.3 | 1.0 | 11 | 14 | 0.0 | 25.9 |
| 合計(その他含む) | 43,856 | 48,961 | 100.0 | 11.6 | 65,781 | 67,479 | 100.0 | 2.6 |

いた自動車(10%)をはじめ、FTA により関税が削減・撤廃された品目は軒並み増加している。韓国側は欧州債務危機の影響によるマイナスを、関税削減・撤廃品目の輸出増で補ったといえる。EU から韓国への輸出も、FTA の暫定適用開始以降、機械類、自動車、航空機などが伸び、全体でも増加した。FTA では工業品関税を EU は 5 年(2016 年 7 月)、韓国は 7 年(2018 年 7 月)での撤廃を約束しているほか、非関税障壁の撤廃についても規定している。これらの措置は時間をかけて履行が進められるものであり、FTA の本格的な効果は徐々に表れていくものとみられる。

2011 年 5 月の日・EU 定期首脳協議では、EPA/EIA の「交渉のためのプロセス」開始に合意した。具体的には、EPA/EIA(および政治協力などの枠組み協定)の交渉の範囲および野心のレベルを定めるために、スコーピング作業を行うこととした。EU は交渉開始に先立ち、理事会の全会一致の決議により、欧州委員会に交渉権限(マנדート)を付与する必要がある。スコーピング作業を経て、2012 年の日 EU 首脳協議での交渉開始発表を目指す。交渉開始にまだ慎重な加盟国もあり、議論は難航している(2012 年 6 月時点)。5 月 31 日に開かれた外相(通商担当相)理事会では、欧州委員会によりスコーピング作業の終了が確認された。欧州委員会は、数週間内にマנדート案を加盟国に提示し、交渉開始に向けての作業を進めることとしている。ただし、欧州委員会のドゥ・グヒト委員(通商担当)によれば、マנדートには交渉開始から 1 年以内に NTB(非関税障壁)のロードマップを日本が提示しなければ、交渉を中断するとの規定を盛り込む予定とされている。

インドとの FTA 交渉は、2012 年 2 月の首脳会議での合意が期待されたが、自動車関税やサービスなどをめぐる対立点が解消できず、交渉が終わりに近づきつつあることを確認するにとどまった。自動車関税については、インドは初めて FTA の対象と含めることとし、一定の関税削減を EU に提案したが、高度な FTA 締結を目指す EU は、さらなる譲歩を求めた。会議後、バローゾ欧州委員会委員長は、2012 年秋にも交渉が妥結されると期待していると具体的な時期に言及したが、両者の溝は深く、年内の妥結に至るか予断を許さない。

カナダとの FTA 交渉は、年内合意を目指し順調に進められている。関税の撤廃・削減だけでなく、サービスや政府調達などを含む包括的な内容となる予定。サービスについては、従来 EU は約束表に掲載した項目のみを自由化する「ポジティブリスト方式」を採用していた。しかし、カナダとの FTA では原則自由化し、約束表に掲載した項目のみ適用対象としないとする「ネガティブリスト方式」を、

EU としては初めて採用する予定といわれている。このほかに、リスボン条約によって EU の排他的権限となった海外直接投資についても、投資家対国家紛争解決(ISDS)条項などを含む規定の交渉を開始した。

2010 年 3 月に FTA 交渉を開始したシンガポールについては、交渉は大詰めを迎えており、早期の交渉妥結を目指し、作業が進められている。原産地規則やサービス自由化などが課題となっているといわれる。2010 年 10 月に FTA 交渉を開始したマレーシアについては、2012 年 4 月までに計 7 回の交渉会合が開かれた。順調にいけば、年内の合意を目指す。ベトナムは、2010 年 3 月に FTA 交渉開始について政治合意に達していたが、スコーピング作業が遅れていた。しかし、2012 年 3 月にスコーピング作業の終了を宣言し、同年 6 月によく交渉を開始した。なお、ベトナム政府は交渉入りに際して、革靴製品への AD 措置が課されていたことを念頭に(2011 年 4 月に終了)、EU がベトナムを市場経済国と認定することを条件にしている。なお、EU は引き続き最終目標は、ASEAN 全体と FTA を妥結することであると説明している。ミャンマーの民主化を受けて、交渉の障害の一つは解消されつつあるものの、まずは個別国との交渉を終えてから検討を進めるとみられる。

中南米との FTA については、2011 年 3 月に、アンデス共同体(CAN)のうち、ペルー、コロンビアとの FTA、および中米諸国(コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ)との連合協定(FTA 含む)についてそれぞれ仮調印を終えた。ペルー、コロンビアとの FTA については、既に署名および暫定適用を理事会が承認し、2012 年 6 月 26 日に署名した。欧州議会の同意を経て、遅くとも 2013 年 1 月からの暫定適用の開始が見込まれている。中米諸国との連合協定についても、6 月 29 日に署名した。

メルコスールとは、2010 年 5 月の交渉再開後、2012 年 7 月までに計 9 回の交渉会合を実施した。しかし、牛肉の自由化などによる国内産業の打撃を懸念する EU 域内の農業国の反発が強く、妥結の見通しは立っていない。

また、米国に関しては、2011 年 11 月の EU 米首脳会議でハイレベル作業部会を設置し、関税を含む FTA を視野に入れた両国・地域の貿易投資障壁の撤廃に向けた選択肢の検討を開始した。2012 年末までに勧告を含めた報告書を発表することになっている。2012 年 6 月に公表した中間報告では、協定に含まれ得る要素として、関税、規制問題・NTB、サービス、投資(自由化含む)、公共調達、知的財産権、その他貿易に関するルールを挙げた。また、仮に妥結可能であるならば、包括的な協定こそ最大の利益をもたらすとの暫定的結論に達した。ただし、交渉はサ

表 8 EU の FTA 発効・妥結・交渉状況

| | FTA | (単位: %) | | |
|-------------|--|-------------------------------|------|------|
| | | EU(域内, 域外含む)の貿易に占める構成比(2011年) | | |
| | | 往復 | 輸出 | 輸入 |
| 発効済 | EU(欧州連合) | 63.2 | 64.7 | 61.8 |
| | EU・スイス自由貿易協定 | 2.4 | 2.8 | 2.1 |
| | 欧州経済領域(EEA)協定(リヒテンシュタイン, ノルウェー, アイスランド) | 1.7 | 1.1 | 2.2 |
| | EU・トルコ関税同盟 | 1.4 | 1.7 | 1.1 |
| | EU・韓国自由貿易協定 | 0.8 | 0.7 | 0.8 |
| | EU・アルジェリア連合協定 | 0.5 | 0.4 | 0.6 |
| | EU・南アフリカ通商・開発・協力協定(TDCA) | 0.5 | 0.6 | 0.4 |
| | EU・メキシコ連合協定 | 0.5 | 0.5 | 0.4 |
| | EU・イスラエル連合協定 | 0.3 | 0.4 | 0.3 |
| | EU・モロッコ連合協定 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |
| | EU・エジプト連合協定 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |
| | EU・チュニジア連合協定 | 0.2 | 0.3 | 0.2 |
| | EU・セルビア安定化・連合協定(SAA) | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| | EU・チリ連合協定 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| | EU・ボスニア・ヘルツェゴビナ安定化・連合協定(SAA) | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | EU・レバノン連合協定 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| | EU・モンテネグロ安定化・連合協定(SAA) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | EU・パレスチナ自治政府暫定連合協定 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| EU・ヨルダン連合協定 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | |
| 妥結済 | EU・ウクライナ連合協定 | 0.4 | 0.5 | 0.3 |
| | EU・コロンビア, ペルー貿易協定 | 0.2 | 0.2 | 0.3 |
| | EU・シリア連合協定 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| | EU・中米諸国連合協定(コスタリカ, エルサルバドル, グアテマラ, ホンジュラス, パナマ, ニカラグア) | 0.1 | 0.1 | 0.2 |
| 交渉中 | EU・アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国経済パートナーシップ協定(EPA) | - | - | - |
| | EU・ASEAN 自由貿易協定(交渉停止中) | 1.8 | 1.6 | 2.1 |
| | EU・湾岸協力会議(GCC)自由貿易協定(交渉停止中) | 1.5 | 1.7 | 1.3 |
| | EU・メルコスール連合協定 | 1.2 | 1.2 | 1.2 |
| | EU・インド自由貿易協定 | 0.9 | 0.9 | 0.9 |
| | EU・カナダ包括的経済貿易協定(CETA) | 0.6 | 0.7 | 0.5 |
| | EU・シンガポール自由貿易協定 | 0.5 | 0.6 | 0.4 |
| | EU・マレーシア自由貿易協定 | 0.4 | 0.3 | 0.5 |
| | EU・ベトナム自由貿易協定 | 0.2 | 0.1 | 0.3 |
| | EU・アゼルバイジャン連合協定 | 0.2 | 0.1 | 0.3 |
| | EU・リビア枠組み協定(FTA 含む) | 0.1 | 0.0 | 0.2 |
| | EU・モルドバ連合協定 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | EU・アルメニア連合協定 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| EU・グルジア連合協定 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | |
| 交渉開始検討中 | EU・米国 FTA | 5.1 | 6.0 | 4.2 |
| | 日本・EU EPA/EIA | 1.3 | 1.1 | 1.5 |
| | EU・ベラルーシ連合協定 | 0.1 | 0.2 | 0.1 |

ービス, 投資に限定されるとの予測もある。

地中海諸国に関連しては, EU は既にほとんどの国で FTA を含む連合協定を結んでいるが, 自由化水準はそれほど高くなく, また対象範囲も限定されている。そこで, 分野別協定の締結に向けて交渉を進めている。サービス・投資の自由化についてはモロッコ, エジプト, チュニジア, イスラエルと, 農水産品の自由化についてはヨルダン, イスラエル, エジプト, モロッコとの間で交渉が妥結し, モロッコとは協定に署名している。紛争解決手続きについては, チュニジア, レバノン, モロッコ, エジプトとの交渉妥結, 署名に至っており, ヨルダンとの協定は2011年7月に発効した。基準認証(適合性評価)については, 医薬品

分野でイスラエルと2010年5月に合意に達したが, パレスチナをめぐる政治問題が障害となって, 欧州議会での批准承認作業が遅れている。

さらに, 地中海諸国とはより高度な FTA を目指し, 「高度かつ包括的な FTA(DCFTA)」の締結も目指す。2011年12月の外相理事会では, エジプト, ヨルダン, モロッコ, チュニジアとの間で DCFTA 交渉を進めるべく, 欧州委員会への交渉権限の授権を承認した。

アフリカ・カリブ海・太平洋(ACP)諸国との間で進められている経済パートナーシップ協定(EPA)交渉については, カリブ海(CARIFORUM)との包括 EPA が2008年10月に署名された以外は, ACP 諸国との交渉, 批准が遅れ作業が停滞していた。しかし, 2012年5月にアフリカで初めて, 南東部アフリカ地域のモーリシャス, マダガスカル, セイシェル, ジンバブエとの暫定 EPA が発効した。なお, EPA 交渉に妥結し批准前の国であっても, EU の ACP 諸国に対する関税は無税とされているが(規則1528/2007), 欧州委員会は2011年9月に, 交渉妥結しても署名していない国, 署名しても批准手続きを進めていない国を2014年1月から同規則の対象から除外する提案を発表した。現在, 理事会ならびに欧州議

会で議論が進められているが, 仮に採択されれば, 一部 ACP 諸国は関税無税措置の対象から除外されることになる。このうち低開発途上国(LDCs)に対しては, 「武器以外のすべて(EBA)」により引き続き関税は無税となるが, LDCs 以外の国には他の途上国同様, 一般特惠関税(GSP)が課されるため, 2014年1月以降, これらの国から欧州向けの輸出が滞る恐れがある。ただし, 欧州委員会の上記の除外案には NGO などから批判もある。

■ WEEE 改正案を採択

EU の環境・エネルギーに関する最近の動きをみると, 化学物質規制(REACH)については, 2011年6月に高懸

念物質 (SVHC) 候補物質の使用のための届出義務の適用を開始した。SVHC 候補物質を使用する企業は、成形品中の濃度、年間使用量など一定の要件に当たる場合には、欧州化学物質庁 (ECHA) に届出をする義務を負う。2012 年 6 月現在、73 物質が SVHC の候補物質として特定されており、28 物質が SVHC と認定されている。

2011 年 7 月に発効した電気・電子機器の特定有害物質使用制限 (RoHS) 改正指令とともに、議論が続いていた WEEE 指令改正案については、2011 年 12 月に理事会と欧州議会とが改正法案に合意した。最も議論があったのは回収目標の見直しだったが、達成時期を段階的に設定することで妥結した。2012 年 1 月には欧州議会で法案を採択し、同 6 月に理事会が法案を採択した。官報に公示後、2012 年夏ごろの発効を目指す。加盟各国は、指令発効後 18 カ月以内の国内法化が義務付けられる。また、発効から 6 年後には原則としてすべての電気・電子製品が適用対象となり、適用除外がなければ原則として指令はすべての電気・電子製品に及ぶことになった (オープンスコープ)。

エコデザイン (EuP/ErP) 指令に基づく、製品ごとのエネルギー効率性規制については、空調設備およびコンフォート・ファン (欧州委員会規則 206/2012) についての実施措置が 2012 年 3 月に発効した。これにより、2013 年 1 月からエアコンなどの効率規制が段階的に強化される。また、2011 年までの作業計画の後継として、2012~14 年の作業計画が議論されている。EU はこれまでに空調設備を含め 12 の製品群について実施措置を採択したが、2014 年までに 10 の製品群で実施措置を採択する予定だ。2012 年 1 月に開かれた利害関係者によるコンサルテーションフォーラムでは、欧州委員会は特に直近の優先順位の高い製品群として、ボイラー、温水器、指向性照明を挙げている。これらの製品群については実施措置を 2012 年中に採択する予定。また、新しい作業計画のもとでの優先製品群としてスマートメーターなどが挙げられている。当初 2011 年中に採択される予定だった作業計画は、その後 2012 年 4 月の採択を目指すこととされた。しかし、2012 年 6 月現在、作業計画は採択されていない。欧州委員会は、EuP/ErP 指令で各製品の最低限の効率性を確保するとともに、エネルギーラベルの導入により製品のエネルギー効率性を可視化し、省エネ技術の底上げを図っている。エネルギーラベル指令の実施状況については、回転式乾燥機に関する規則が 2012 年 5 月に発効した。

2011 年 6 月に欧州委員会が提案したエネルギー効率化指令案については、2012 年上半期議長国デンマークの主導で精力的に議論が進められた。焦点の一つとなったのが、エネルギー効率化の各国の目標値に法的拘束

力を持たせるかどうかだった。欧州委員会の提案には努力目標のみが設定されており、拘束力を持つものではなかった。しかし、欧州議会は 2020 年までにエネルギー消費量を 20%削減するという目標を達成するためには拘束的数値目標の設定が必要としている。これに対し英国やドイツ、フランス、オランダ、スペインなど主要国が反対。理事会も欧州委員会の提案に対して大幅な緩和修正案を提示しており、交渉は難航していた。しかし、2012 年 6 月、デンマークの議長国任期終了間際に、理事会、欧州議会および欧州委員会が政治合意に達した。数値目標値の義務化は盛り込まれない方向で調整されている。

EU が導入している EU 域内排出量取引制度 (EU-ETS) の航空業界への適用をめぐる紛争が起きている。従来 EU-ETS の対象から除外されていた航空業界が、2008 年の指令改正で、2012 年 1 月から対象に含まれることとなった。これにより、欧州発着の航空会社に対しては、排出枠の取得が義務付けられる。改正指令に対しては、米国、カナダの航空会社が国際法違反により無効などと主張して、英国の裁判所に提訴していた。EU 法に関わる問題であるため、英国裁判所は EU 司法裁判所に問題を付託していたが、裁判所は 2011 年 12 月、欧州発着の航空会社にのみ義務が課されることなどを理由に、領域に関する慣習法といった国際法には違反しないとの判断を下した。判決を受けて、予定通り 2012 年 1 月から航空業界にも EU-ETS が適用されることとなった。しかし、これに対しては日米中をはじめ多くの国が反発しており、自国の航空会社に EU-ETS 遵守を禁止する動きもあるほか、EU への対抗措置も検討されている。EU 以外の国は国際民間航空機関 (ICAO) で航空業界の気候変動への取り組みを議論すべきとしており、国際的な議論を通じて紛争解決を図る動きもある。